

パソコン、タブレット・スマートフォンで
閲覧可能（ストリーミング形式）

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 各頁の上部中央には目次の該当頁へ戻るリンクを設定
- 全文検索機能付き

★サンプル版を公開しております。ぜひご覧ください。

eBOOKSTORE
<http://ebook.e-hoki.com/>

新日本法規 で

ご購入者限定 本書の電子書籍版が無料でご覧いただけます！
(平成28年3月31日まで)

消防法及び消防法施行令等の改正を織り込んだ最新版!!

建築消防advice 2014

編集 建築消防実務研究会

主な改正概要

消防法の改正（平成25年6月14日公布等）、消防法施行令の改正（平成25年12月27日公布等）及び消防法施行規則の改正（平成25年12月27日公布等）に伴い、「屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備」等に関する技術基準の補正を行いました。また、高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物についての「統括防火・防災管理制度」の整備に関する所要の補正を行いました。

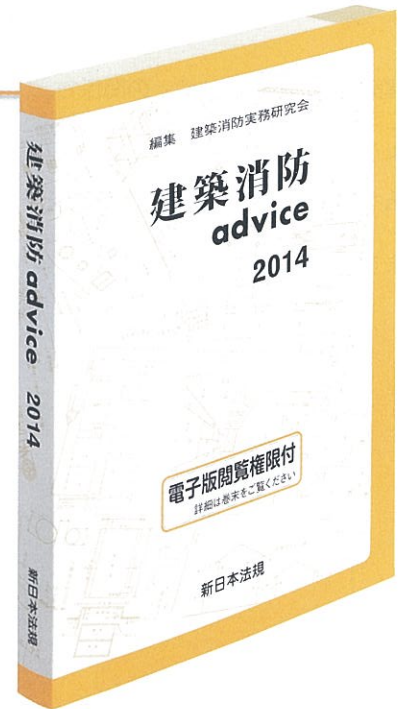
B5判・総頁664頁
本体価格 4,900円+税 送料実費

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



組見本
(B5判縮小)

動力消防ポンプ設備		消防用設備等	40-2
技術基準			
項目	内容	関係法令	
動力消防ポンプの配置	動力消防ポンプ設備は、水源の直近の場所に常置する。ただし消防ポンプ自動車又は自動車により牽引されるものは、水源からの歩行距離が1,000m以内の場所に常置することとしてよい。	令20-4-4	
規格	技術上の規格による「規格放水量」は下記による。	令20-3	
放水量	防火対象物の種類		
	屋内消火栓設備の設置を必要とする		
	屋外		
水源の位置	動力消防ポンプに必要な水源は、水源となる円により、防火対象物の各部分が覆れる		
	0.5m/分以上のもの		
	0.4m/分以上～0.5m/分未満のもの		
	0.4m/分未満のもの		
消防用ホースの長さ	動力消防ポンプ設備の消防用ホースの長さ水源からの水平距離の範囲内の防火対象物までできる長さとする。		
	動力消防ポンプの規格放水量		
	0.5m/分以上のもの		
	0.4m/分以上のもの～0.5m/分未満のもの		
	0.4m/分未満のもの		
水源の水量	規格放水量が20分間放水できる水量以上ただし、その水量が20m ³ 以上となるとき		
advice			
	●動力消防ポンプ設備は、動力消防ポンプ・ホースについて		
	●水源は水櫃、池、湖、河川等四季を通じて水源の防火対象物の各部分からの水平距離が定め		
	●ポンプの級別について		
	動力消防ポンプは、規格放水性能及び高圧放水級、B-3級、C-1級、C-2級、D-1級放水量が0.2m ³ /分に満たないため、防火対象物		
	●動力消防ポンプの種類には、下記のものがある。		
	(1)消防ポンプ自動車 ポンプが自動車の車台		
	(2)可搬消防ポンプ ポンプが車両を使用し		

屋内消火栓設備		消防用設備等	32-2
技術基準（1号消火栓と2号消火栓について）			
区分	1号消火栓（令1-2-1）	2号消火栓（令11-3-2）	
項目	易操作性以外	易操作性	広範囲型以外 広範囲型
防火対象物の区分	a (12項イ（工場）、(14項（倉庫）の防火対象物 b 令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物（可燃性液体類を除く。）を危令別表4で定める数量の750倍以上を貯蔵し又は取り扱うもの c a及びb以外の防火対象物	左欄のa及びb以外の防火対象物	
屋内消火栓及び放水に必要な器具	消防庁長官が定める基準（H. 25消告2）に適合するものとする。		
水平距離	25m以下	15m以下	25m以下
放水圧力	0.17MPa～0.7MPa(1.7kgf/cm ² ～7kgf/cm ²)	0.25MPa～0.7MPa(2.5kgf/cm ² ～7kgf/cm ²)	0.17MPa～0.7MPa(1.7kgf/cm ² ～7kgf/cm ²)
放水量	130ℓ/min以上	60ℓ/min以上	80ℓ/min以上
消火栓の開閉弁の高さ	床面から1.5m以下又は天井（天井に設ける場合は自動式のものとする。）		
始動表示灯	消火栓箱の内部又は直近の箇所に設けること（ただし、位置表示灯を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、設けないことができる。）		
位置表示灯	赤色の灯火 消火栓箱の上部に設けること（ただし、屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合にあっては、規12-1-3-8によること。）		
消火栓箱の			

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2014.3)14340

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

掲載内容

- A 基礎知識**
 - 消防法の概要
 - 火災の予防
 - 防火対象物
 - 準地下街
 - 無窓階
 - 消防用設備等
 - 消防用設備等の設置単位
- B 基本計画**
 - 消防用設備等の基準
 - 消防用設備等の性能規定化
- C 消防用設備等**
 - 消火器
 - 屋内消火栓設備
 - スプリンクラー設備
 - 水噴霧消火設備
 - 泡消火設備
 - 不活性ガス消火設備
 - ハロゲン化物消火設備
 - 粉末消火設備
 - 屋外消火栓設備
 - 動力消防ポンプ設備
 - 自動火災報知設備
 - ガス漏れ火災警報設備
 - 漏電火災警報器
 - 消防機関へ通報する火災報知設備
 - 非常警報器具・設備
 - 避難器具
 - 誘導灯・誘導標識
 - 消防用水
 - 排煙設備
 - 連結放水設備
 - 連結送水管
 - 非常コンセント設備
 - 無線通信補助設備
 - 総合操作盤
 - パッケージ型消火設備
 - パッケージ型自動消火設備
 - 加圧防排煙設備
- D 危険物**
 - 危険物概要
 - 製造所
 - 屋内貯蔵所
 - 給油取扱所
 - 消火設備
- E その他**
 - 火災予防措置
 - 工事中の安全対策
 - 申請・届出・検査
 - 消防設備の点検
 - 防火対象物点検報告制度・防災管理点検報告制度
 - 融資制度
- F チェックリスト**
 - 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- G 特例**
 - 特殊な条件下での消防用設備等の設置
 - 令32条によるもの
 - 既存防火対象物
 - 社会福祉施設等
 - 既存の物品販売店舗等
- H 附録**
 - 消防用機器の取扱い
 - 区画貫通できる管類
- 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等**
- 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等**
- 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等**

〔本書の内容は、平成26年6月30日までに施行される改正内容を織り込んでおります。〕